

令和 6 年 8 月 2 6 日

保護者のみなさまへ

大阪市立大正東中学校

校 長 村瀬 香織

台風 1 0 号接近に関するお知らせ

処暑の候、保護者の皆さま方にはますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

また、平素は本校教育活動にご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、台風 1 0 号（サンサン）が、近畿地方に影響を及ぼす可能性が高まってまいりました。その場合、下記の措置を取りますので、お子さまの安全確保をよろしくお願いいたします。

記

- ・ 午前 7 時の時点で大阪市において「暴風警報」もしくは「特別警報」が発令されているときは、臨時休業とします。
- ・ 暴風警報もしくは特別警報が発令されていなくても、気象状況により、校区や通学路の安全等が確保されない場合は、学校長の判断で臨時休校する場合があります。
- ・ 登校時から下校時まで、暴風警報が発令された場合、居住地域や通学路の安全、保護者の在宅が確認された場合は集団下校等の方法で下校させます。確認ができない場合は生徒を学校において待機させます。
- ・ 登校時や下校時に、特別警報が発令された場合は、ただちに災害から命を守る行動をとるようにしましょう（特に、浸水の中の避難行動は非常に危険であり、冷静な判断のもと周囲の状況に応じた対応をとりましょう。）
- ・ 暴風警報もしくは特別警報が出ていないときでも、保護者の判断で登校の安全が危ぶまれる場合は、安全が確保されるまで、自宅にて待機させてください。

※本校からの最新の連絡や変更は本校ホームページに掲載しますので、適宜ご確認をお願いします。また、裏面に本校における非常変災時の生徒の安全確保についての内容をまとめたものを載せております。併せてご一読ください。

保護者様

非常変災時の生徒の安全確保のために

春暖の候、保護者の皆様には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本校の教育活動に深いご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、地震および台風等変災時等の非常変災時における生徒の安全確保のために、次の通り措置いたしますので、よろしくお願いいたします。

午前7時の時点で、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合には、学校を**臨時休業措置**とします。また、午前7時を過ぎて始業時刻(8時30分)までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合についても、**臨時休業措置**とします。

ア. 大阪市において、「**暴風警報**」若しくは「**暴風雪警報**」又は「**特別警報**」が発表された場合。

イ. 大正区のいずれかの地域において、大阪市（大阪市長）より、**警戒レベル3**、**警戒レベル4**の発令があった場合。

ウ. 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。

エ. 「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。

ただし、上記ア～エにかかわらず、「**暴風警報**」、「**暴風雪警報**」以外の警報の発表、登校時の安全が確保できない事態の発生その他学校周辺の緊急事態等が生じた場合、若しくは教育施設の被害その他教育活動の実施が困難となる事態等が生じた場合、又はこれらの事態が生じるおそれがあると認められる場合には、校園長の判断により**臨時休業措置**となります。

※学校の措置につきましては、その都度、「ホームページ」や「保護者メール」でも情報提供していきます。